

事務連絡
令和3年7月15日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う事務連絡の改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する事業主等又は企業年金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を求めないこととすることとされた。これに伴い、当職から発せられた事務連絡については、年金数理人の押印及び署名を不要とする等、所要の改正を行ったところである。

については、改正の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図り遺漏のないよう配慮されたい。

記

第1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の内容

確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）の一部改正

事業主等又は企業年金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を不要とするものとすること。

第2 改正の内容

次に掲げる事務連絡の一部について、それぞれ次のように改正する。

- (1) 確定給付企業年金規約例の一部を別添1の新旧対照表のとおり改める。
- (2) 確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成22年4月28日事務連絡）の「（参考）別添1の確認事項の詳細内容」を別添2の新旧対照表のとおり改める。

第3 施行期日

この事務連絡は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の

日（令和3年9月1日）から施行するものとすること。

第4 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとすること。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとすること。

確定給付企業年金規約例

新旧対照表

網掛部分が改正箇所

| 新 | | | | 旧 | | | |
|--|---|---|--|--|---|---|---|
| 確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略) | | | | 確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略) | | | |
| 規約型確定給付企業 年金規約例 | 企業年金基金規約例 | 趣旨 | 留意事項 | 規約型確定給付企業 年金規約例 | 企業年金基金規約例 | 趣旨 | 留意事項 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (年金数理関係書類 の年金数理人による 確認) 第93条 事業主が 厚生労働大臣（規 則第121条の規 定に基づき厚生労 働大臣の権限が地 方厚生（支）局長に 委任されている場 合にあっては、地 方厚生（支）局長） に提出する規則第 116条第1項各 号に掲げる年金数 理に関する業務に 係る書類は、当該 書類が適正な年金 数理に基づいて作 成されていること | (年金数理関係書類 の年金数理人による 確認) 第130条 <u>この基</u> 金が厚生労働大臣 (規則第121条 の規定に基づき厚 生労働大臣の権限 が地方厚生（支）局 長に委任されてい る場合にあっては、 地方厚生（支）局 長)に提出する 規則第116条第 1項各号に掲げる 年金数理に関する 業務に係る書 類について は、年金数理 人が確認し、 記名したもの | ○ 法第97 条及び規則 第116条 第1項の規 定の趣旨を 明確化する ために規約 に定めるも の。 | ○ 当分の間、 法第93条の 規定に基づき 掛金の額の計 算に関する業 務を委託して いる事業主が 実施する簡易 な基準に基づ く確定給付金 業年金の年金 数理に関する 業務に係る書 類について は、年金数理 人が確認し、 記名したもの | (年金数理関係書類 の年金数理人による 確認) 第93条 事業主が 厚生労働大臣（規 則第121条の規 定に基づき厚生労 働大臣の権限が地 方厚生（支）局長に 委任されている場 合にあっては、地 方厚生（支）局長） に提出する規則第 116条第1項各 号に掲げる年金数 理に関する業務に 係る書類は、当該 書類が適正な年金 数理に基づいて作 成されていること | (年金数理関係書類 の年金数理人による 確認) 第130条 <u>この基</u> 金が厚生労働大臣 (規則第121条 の規定に基づき厚 生労働大臣の権限 が地方厚生（支）局 長に委任されてい る場合にあっては、 地方厚生（支）局 長)に提出する 規則第116条第 1項各号に掲げる 年金数理に関する 業務に係る書 類について は、年金数理 人が確認し、 記名したもの | ○ 法第97 条及び規則 第116条 第1項の規 定の趣旨を 明確化する ために規約 に定めるも の。 | ○ 当分の間、 法第93条の 規定に基づき 掛金の額の計 算に関する業 務を委託して いる事業主が 実施する簡易 な基準に基づ く確定給付金 業年金の年金 数理に関する 業務に係る書 類について は、年金数理 人が確認し、 署名押印し |

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|-----|---|---------------------------------------|---|-----|--|
| を年金数理人が確認し、記名したも のでなければなら ない。 | いることを年金数 理人が確認し、記 名したものでなけ ればならない。 | | である必要は ないこと（規 則附則第3 条）。 ○ (略) | を年金数理人が確認し、署名押印し たものでなければなら ない。 | いることを年金数 理人が確認し、署 名押印したもので なければなら ない。 | | たものである 必要はないこ と（規則附則 第3条）。 ○ (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成22年4月28日事務連絡）

(参考) 別添1の確認事項の詳細内容 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(参考) 別添1の確認事項の詳細内容</p> <p>確定給付企業年金を「D B」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について (略)</p> <p>5. 納付設計書類・掛金計算書類</p> <p>5-1 年金数理人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易基準の場合は、業務委託先の名称及び作成日が記載されていることを確認すること。 ○ 通常の場合は、年金数理人の<u>記名</u>及び作成日を確認すること。 <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 (略)</p> <p>(略)</p> | <p>(参考) 別添1の確認事項の詳細内容</p> <p>確定給付企業年金を「D B」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について (略)</p> <p>5. 納付設計書類・掛金計算書類</p> <p>5-1 年金数理人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易基準の場合は、業務委託先の名称及び作成日が記載されていることを確認すること。 ○ 通常の場合は、年金数理人の<u>自署</u>、<u>押印</u>及び作成日を確認すること。 <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 (略)</p> <p>(略)</p> |